医企第1172号

令和６年４月30日

各保健所設置市衛生主管部（局）長　殿

※藤沢市及び茅ヶ崎市については、参考送付となります。

神奈川県健康医療局保健医療部医療企画課長

（公印省略）

社会医療法人、特定医療法人及び認定医療法人が満たすべき要件（社会保険診療等に係る収入金額が全収入金額の80/100 を超えること）における令和６年度以降の新型コロナワクチン接種に係る収入金額の取扱いについて（依頼）

本県の保健医療行政につきましては、日頃からご理解、ご協力をいただきお礼申し上げます。

標記のことについて、令和６年３月29日付けで、厚生労働省医政局医療経営支援課から事務連絡がありましたので、通知します。

なお、裏面に記載の関係団体には別途依頼済みであることを申し添えます。

問合せ先

法人指導グループ　本村

電 話 (045)210-1111　内線4870

通知済み関係団体（各会会員に周知依頼済み）

公益社団法人神奈川県医師会

公益社団法人神奈川県歯科医師会

公益社団法人神奈川県病院協会

一般社団法人神奈川県精神科病院協会